

Kyoto University

Campus Life News

2017.8.7 Mon No.17

覆面での話し合いってなに!?

学生生活委員会第三小委員会(学寮等担当)の委員長、アジア・アフリカ地域研究研究科の長岡です。本学が管理する学生寄宿舍の1つである熊野寮の自治会から「公開質問状」が届きましたので、その内容に触れ、第三小委員会委員長としての見解を本学学生のみなさんにご紹介したいと思います。

質問内容は、第三小委員会と熊野寮自治会との話し合いの形態に関するもので、「委員会は、交渉形態が覆面をした状態で話し合いを受けることができないということであるが、具体的にはどのような支障を感じているのか。」というものです。

まずは、この質問の背景について経緯を説明いたします。

第三小委員会は、これまで、学生担当理事と寮自治会との本交渉に備えて、あらかじめその交渉の論点を寮自治会と整理するための話し合い(以下、「予備折衝」)を行ってきました。昨年11月に、我々第三小委員会は熊野寮自治会とその予備折衝を行いました。その際の報告は、Campus Life News(以下、「CLN」という。)No.10をご覧ください。このCLN No.10の報告の中にあるように、熊野寮自治会の参加者のほとんどが、お面をかぶったり、目出し帽にサングラスをつけたり、などという恰好で参加していました。そもそも我々第三小委員会は川添理事が提言する「不特定多数の衆をたのんだ『団交』ではなく少人数の代表者による理性的な話し合いの形態」で話し合い・交渉を行う方針を基本的に支持し、予備折衝もそうした少人数による話し合いの形態で行うことを寮自治会に求め続けていますが、寮自治会が私たちの提案を受け入れない状態が続いています。ただ、話し合いの形態をめぐる考え方のすれ違いが続き、そのことを原因として寮生の福利厚生に関する話し合いの場が途切れてしまうことは望ましくないと考え、一昨年度から第三小委員会の委員の「好意」として、本来は認めるべきではない不特定多数の参加者を相手とする話し合い形式の予備折衝に応じてきました。しかしながら、昨年11月の予備折衝では、上記のように相手の顔がまったく分からない状態での話し合いとなりました。その後、熊野寮自治会から次回の予備折衝の開催要請が

ありましたが、私の前任の錦織委員長から教育推進・学生支援部厚生課を通じて熊野寮自治会に対して、「前回の覆面をした状態での話し合いの形態に対して、錦織委員長は怒っている。第三小委員会で話し合ったが、覆面をした状態での話し合いは受けられないという結論になった。次回、話し合いの場をセットするのであれば、覆面をしない状態(※)で話し合いを行うと寮自治会で決めてもらいたい。」等の旨を連絡したところでした。この第三小委員会からの申し出に対し、熊野寮自治会からは「覆面をした状態での話し合いの形態に対して、錦織委員長は怒っているとあるが、なぜ怒っているのか。第三小委員会で覆面をした状態での話し合いは受けられないとあるが、なぜそのような結論に至ったのか。次回の折衝では出席者を選別するのか。」との質問メールが届きました。その後、今年度に入り、再度、熊野寮から予備折衝開催の要求がありましたので、長岡からは上記の錦織前委員長同様の趣旨の回答を行ったところでした。熊野寮自治会は、この長岡からの回答に覆面がなぜダメなのかという理由がないということで、今回の質問が来たものかと推測されます。

学生のみなさんは、覆面などをして顔が分からなくした状態で話し合いをすることをどう思われますか?熊野寮自治会は覆面をすることで支障があるならその理由を述べろと言ってきていますが、誰なのかがまったくわからなくなる覆面という行為は、そもそも人と人が真摯に話をする前提自体を台無しにするものではないでしょうか?昨年11月の予備折衝時の覆面は、第三小委員会の委員が本来は認めるべきではないのにもかかわらず不特定多数の参加者を相手とする話し合い形式に応じてきた「好意」をまさに台無しにするものだったと思います。熊野寮自治会は覆面で話し合いに来たことの原因として「学生の立場の弱さ」などを挙げていましたが、仮に立場の差があったとしても、話し合いが本当に当事者の間で行われていることや話し合い結果の正当性を担保するためには、誰と話し合いをしているのかをきちんと確認できるすべが必要であることは当然ではないでしょうか(仮に、そうした場に悪意のある第三者

が覆面で当事者を名乗って話し合いに参加した場合、覆面の当事者と覆面の第三者をどのように区別できるのでしょうか。そうした第三者が混じった状態で話し合いを進め、何らかの合意に至ってしまった場合、それは本当に当事者間で話し合いをして合意に至ったと言えるのでしょうか。また、熊野寮自治会は、覆面をしないで話し合いに参加することで、「弱い」立場にいる学生が不利益を被ることを恐れているようですが、法令や学内ルールを遵守している限り、大学側がその立場を以て学生に対して何か不利益なことをするということはありません（もちろん、特定の学生の利益を優先するがあまり、他の学生の福利が損なわれてしまう場合には、公平性の観点からその是正措置を取るというのは、学生「全体の」福利を考えるべきである大学にとって当然のことだと思います）。

もしかしたら熊野寮生諸君にとって覆面は日常なこと、違和感を覚えるようなことではないのかもしれませんが、我々第三小委員会では実際皆さんが覆面にこだわることに強い違和感を持ち、その結果みなさんと第三小委員会との予備折衝すら円滑に行えなくなっているわけです。熊野寮自治会および寮生の諸君には、本当にこの状況は皆さんの望んでいることなのか、ここは本当に皆さんがこだわるべきポイントなのか、もう一

度考えていただければと思います。そして、覆面をした状態での話し合いというものが一般的にどのように捉えられるものであるのか、自分たちが社会に出て、そういった行為・主張が通じるものであるのかについても、冷静に再考することを切に希望します。

なお、本記事の内容には、委員長の視点・価値観が現れた部分があることを、読者の皆様にはおくみ取りいただくようお願い申し上げます。

※昨年度の第三小委員会では、お面で顔を隠すなどの行為は行わない。最低限マスクは許容する、ただし、マスクにサングラスをするなど顔のほとんどが見えない状態は不可というかなり譲歩した条件を提案しました。

【川添学生担当理事・副学長のひとこと】

今回の熊野寮自治会名義の「公開質問状」が熊野寮生全員の総意であるとは、私は信じていません。覆面をしたままの話し合いを拒絶することに理由が必要ではないことは社会通念上は自明ですから、その自明性を熊野寮生の多数が理解できないなどということは、あり得ないことだからです。熊野寮生諸君、この質問状は本当に皆さんの討論の結論ですか？

■ 授業料免除の出願手続きについて

平成29年度後期授業料免除の出願を希望する場合は、次の期間内に必ず所定の手続きを行ってください。

■ 申請スケジュール

一次申請（エントリー）期間

9月11日（月）12時00分～10月4日（水）24時00分
（厳守）

※ 授業料免除等申請システムにて

二次申請（家族、家計状況等入力）期間

10月6日（金）9時00分～10月13日（金）17時00分
（厳守）

※ 授業料免除等申請システムにて

三次申請（出願・書類提出）期間

10月16日（月）～10月20日（金）（厳守）
（学内便・郵送の場合は必着）

※ 三次申請は、各学部・研究科等教務担当窓口又は学生課奨学掛窓口へ書類を提出してください。

（注）前期に「前後期一括申請」にて三次申請までの手続きを終えた場合は、上記の手続きは一切不要です。

ただし、前期申請内容の修正がある場合は、上記期間に一次申請（出願資格の変更）又は二次申請（家族・家計状況等の変更）で修正手続きを行い、必ず三次申請までをしてください。

平成29年度後期手続きの詳細



■ 公式 Twitter 、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント@CLI_KU



学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：学生担当理事・副学長

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

Campus Life News URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cn>

